

大館市住宅リフォーム支援事業

大館市では、市内経済の活性化と市民の居住環境の質の向上を図るため、市内業者と契約して住宅のリフォームや増改築工事を行うかたに対し補助金を交付します。

リフォーム・増改築工事費30万円以上に対し補助します

本事業は予算がなくなり次第終了します

① 一般の補助



居住する世帯の家族構成に条件なし

➔ 工事費の5% (上限10万円)

市内在住のかたであれば、どなたでも利用できます

② 子育て支援



18歳以下の子供と同居の世帯

➔ 工事費の10% (上限20万円)

18歳以下(平成20年4月2日以降生まれ)の子供とその家族が同居している世帯

③ 三世帯同居



18歳以下の子供と親と祖父母等が同居の世帯

➔ 工事費の10% (上限30万円)

祖父母等とは、祖父母・曾祖父母のことを言い、祖父母等の夫婦のどちらかが居住していれば三世帯同居となります

④・⑤ 空き家 (大館市空き家バンク登録住宅に限る) 購入後、リフォーム



➔ ④大館市在住のかた ➔ 工事費の10% (上限30万円)
➔ ⑤市外から転入するかた ➔ 工事費の20% (上限50万円)

大館市空き家バンクに登録ある住宅を購入・リフォームし、その住宅に居住するかた転入後、3年以内のかたも⑤を利用できます

⑥ 移住者支援 (市外から大館市に移住しようとするかた)



➔ 工事費の15% (上限40万円)

※ 大館市空き家バンク登録住宅を購入・移住転入の方は⑤の適用となります

中古住宅(大館市空き家バンク登録住宅以外)購入の他、持ち家(相続した住宅を含む)やご実家(親又は子の所有)をリフォームし、大館市に移住するかた(転入後、3年以内のかたも利用できます)

⑦ 被災者支援 (着工後でも補助対象となる場合があります)

甚大な自然災害により、地域防災計画に基づく災害対策本部または災害警戒対策部が設置され、住宅被害が広域的に発生するなどした場合、災害復旧工事の支援を適宜行います。

大館市観光キャラクターはちクン ©大館市

注：①～⑦の補助種別を併用することはできません。

◇補助対象者◇

1. 全ての補助種別に共通の要件

市内に住所を有し(転入・移住予定を含む)、次のいずれかに該当するかた

- (1) 持ち家住宅(自己所有で自己居住の住宅)のリフォームを行うかた
- (2) 親または子が所有し、自ら居住する住宅のリフォームを行うかた
- (3) 親または子が所有及び居住する住宅のリフォームを行うかた
- (4) 親または子が居住する自己所有の住宅のリフォームを行うかた
- (5) 空き家や中古住宅を購入後にリフォームし、その住宅に居住するかた

※**市税を滞納していないこと(申請者及び住宅の所有者並びに補助対象住宅に居住する納税義務者)**

2. 各補助種別の世帯要件

- ②「子育て支援」を利用する世帯
補助対象の住宅に18歳以下(平成20年4月2日以降生まれ)の子供とその家族が居住している世帯
 - ③「三世帯同居」を利用する世帯
補助対象の住宅に18歳以下(平成20年4月2日以降生まれ)の子供とその親及び祖父母等が居住している世帯
- ※補助種別 ①・④・⑤・⑥・⑦は、家族構成の要件はありません

◇補助対象住宅◇

- 一戸建ての住宅
住宅敷地内の住宅用車庫や物置の新築及び増改築を含む
ただし、既製品のカーポートや車庫、物置は除く
- 併用住宅
・店舗等の事業の用途に用いる箇所は補助対象外
・令和2年度から住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2未満の併用住宅も新たに補助対象となりました。
(ただし、建物内の住宅部分について行う工事が補助対象)
- マンション等の共同住宅
専有部分の工事に限り(外装工事は補助対象外)

◇ご注意◇

「居住する」「移住する」とは、その住宅に実際に住んでいることをいいます。子供が下宿やアパート住まいの場合や、祖父母等が老人ホーム等に長期で入所している場合は、居住していることにはなりません。

⚠️「一般補助」は令和8年6月30日で受付終了ですが、受付件数に上限があるためお早めに申請ください。

実施期間

申請受付開始 令和8年4月1日(水) から
実績報告書提出期限 令和9年3月1日(月) まで **【厳守】**

※提出期限が変更となっています。ご注意ください。

◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

- リフォーム等工事費用のうち、補助要件を満たす対象工事費用（消費税込）が**3.0万円以上**であること
 - 市内に本店を有する法人、市内に住所を有する個人事業者と契約を交わし、施工する工事であること
- ※下請けも市内業者とすること

◇補助対象外工事について◇

○補助対象となる工事の詳細内容は要綱や補助対象工事一覧表をご確認ください。ご不明な点がある場合はお問い合わせ願います。

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用するかたは、補助対象工事費から他の補助金額及び補償額を減額します。

<減額対象となる他の補助制度等>

- ・介護保険制度の給付対象となる住宅改修費
- ・浄化槽設置整備事業
- ・ウッドチェンジ推進事業

◇補助金の申請制限について◇

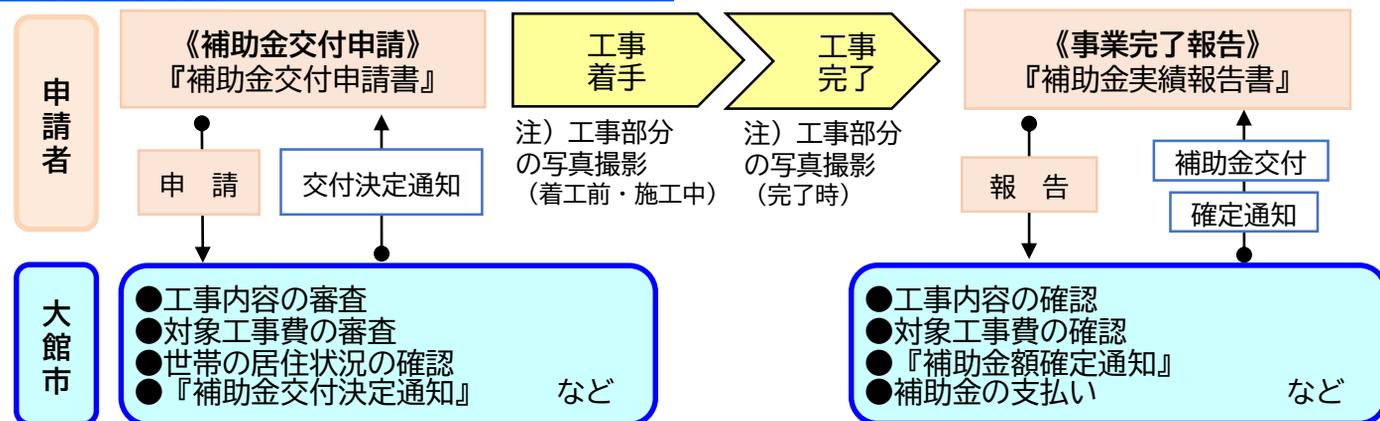
○令和5年度以降に補助金の交付を受けている場合、原則として今年度は補助金の申請を行うことはできません

【令和4年度の交付 ⇒ 令和8年度の申請可能】

ただし、次に該当する場合、期間を経過していなくてもリフォーム補助金の申請を行うことができます。

- ◇ 大館市木造住宅耐震化補助事業の交付決定を受けて行う耐震改修工事を行う場合
- ◇ ⑦被災者支援を申請する場合
(事前にご相談ください)
- ◇ 住宅を購入（2親等以内の親族からの購入を除く）した場合
- ◇ 大館市の条例に基づく、上下水道接続工事

◇補助事業申請フロー◇



◇ご注意ください◇

1. 原則、**補助申請の前に工事着手した場合は補助対象となりません**のでご注意ください。申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について確認させていただく場合があります。
2. 増改築や屋根・壁などの全面改修をご計画の際は、建築確認申請が必要となる場合があります。また、お住まいの地域によっては、建築基準法により外壁等の一部を防火構造等にしなければならないなどの規制がありますので計画の初期段階で工務店等に確認してください。
3. 車庫（カーポートを除く）内部の壁・天井は、建築基準法により石膏ボード等（準不燃以上）を張ってください。

<申込先・問合せ先> 大館市 建設部 建築住宅課 建築指導係

住所) 大館市比内町扇田字新大堤下9番地6 (比内総合支所1階)

電話) 0186-43-7083 (直通) FAX) 0186-55-1018

[申請書のダウンロードや詳細情報は、市ホームページをご覧ください]

ホーム
ページ
はこちら



※秋田県の住宅リフォーム推進事業について、大館市では秋田県への申請書の取次を行っています。

◇申請等に必要な書類◇

《補助金交付申請》

◇ 補助金交付申請書（様式第1号）

《各補助種別に共通の添付書類》

- 1) 工事請負契約書又は請書の写し
- 2) 工事見積書（内訳明細わかるもの）の写し
- 3) 工事を行う住宅の位置図または住宅地図（写）
- 4) 工事着工前の写真（建物の全景及び工事箇所）
- 5) **債権者登録申請書**（※1人1口座しか登録できませんので、既に登録のあるかたはご注意ください）
- 6) 通帳の写し（5に記載した口座番号などが分かる通帳の写しをお願いしております）
- 7) 市税納付照会の同意書（家族状況で不要の場合あり）
- 8) その他、市長が必要と認める書類

※ ②子育て支援、③三世帯同居では、世帯全員の住民票（続柄の表示があるもの）が他に必要です。

※ ④空き家購入(市内在住)、⑤空き家購入(市外から転入)、⑥移住者支援では、不動産売買契約書の写し(⑥で中古住宅購入を伴わない場合を除く)と登記事項証明書(建物)、また住民票(転入・転居状況がわかるもの)、戸籍の附表(移住者に限る)が他に必要です。

※ ⑦被災者支援では、り災証明書の写しが必要になります。

※ 補助種別以外にも「併用住宅やマンションを補助対象とする場合」や「申請者と住宅の所有者や居住者が異なり、別に居住する場合」「増築工事を行う場合」等では、別に必要となる添付書類があります。

《事業完了報告》

◇ 補助金実績報告書（様式第5号）

《添付書類》

- 1) 工事代金領収証の写し
- 2) 工事中及び工事完了後の施工箇所の写真
- 3) 補助金交付請求書
- 4) 建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた工事は検査済証の写し
- 5) その他、市長が必要と認める書類